

## e-PAS サービス利用規定

「e-PAS サービス利用規定」（以下「本規定」といいます。）は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「甲」といいます。）が提供する「e-PAS サービス」（以下「本サービス」といいます。）の利用方法、条件等について下記のとおり定めるもので、本サービスの利用をする者（以下「乙」といいます。）は、本規定および関連する規定について内容を理解し、これらを承諾した上で本サービスを利用します。

### 記

#### 第1条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、甲と乙との間で効力を有する業務委託契約書（以下「原契約」といいます。）に定める管理業務において、乙が登録した加入者情報等（以下「登録情報」といいます。）の送受信のうち甲が別途定める一部を、インターネットにより行うことができるサービスをいいます。
2. 甲は、本サービスの提供にあたり、本サービスの通信の安全性のために甲が採用するシステムのセキュリティ対策基準を実施して本人確認手段等の不正アクセスならびにユーザーIDの不正使用および第三者による不正アクセス等の防止（以下「本セキュリティ対策」といいます。）を図るものとします。
3. 乙は、本サービスを利用するにあたり、本セキュリティ対策の内容を確認したうえで、インターネット等の通信サービスにおけるユーザーIDの不正使用や第三者による不正アクセス等のリスクについては本セキュリティ対策によっても完全に回避し得ないものであることを認識した上で、本サービスの利用を開始するものとします。

#### 第2条（本サービスの利用）

1. 乙は、甲が別途定める書面を甲宛に提出することにより、本サービスの利用を申し込むものとします。
2. 乙が共同委託者等の場合、本サービスの利用は原契約に定める代表委託者が申し込むものとします。
3. 甲は、第1項の書面の提出を受けて、乙の利用を認めたときは、乙に対して以下のいずれかのユーザーIDを通知します。
  - (1) 乙が属する年金制度の個人番号を含む全ての登録情報について、処理できるID
  - (2) (1)の処理に加えて、給付にかかる支払指図の情報をインターネットにより甲宛に送信処理できるID
  - (3) 乙が属する年金制度の個人番号以外の全ての登録情報について、処理できるID
  - (4) (3)の処理に加えて、給付にかかる支払指図の情報をインターネットにより甲宛に送信処理できるID
  - (5) 乙が属する年金制度の個人番号に関する登録情報のみについて、処理できるID
  - (6) (1)の登録情報のうち特定の委託者の登録情報について、処理できるID
  - (7) (6)の処理に加えて、給付にかかる支払指図の情報をインターネットにより甲宛に送信処理できるID
  - (8) (3)の登録情報のうち特定の委託者の登録情報について、処理できるID
  - (9) (8)の処理に加えて、給付にかかる支払指図の情報をインターネットに

より甲宛に送信処理できる ID

(10)(5)の登録情報のうち特定の委託者の登録情報について、処理できる ID

4. 甲は、本サービスの実施にあたって、ユーザーIDに本サービスの利用権限を付与するものとし、乙は、甲が別途定める利用権限の範囲内で本サービスの利用をすることができます。
5. 甲は、乙に対して本サービスを利用するためのユーザーIDおよび初期パスワードを通知するものとし、甲が別に定める「年金業務電子証明書利用規定」に基づいて電子証明書を発行するものとします。乙は、甲が別途交付する書面に記載された手順等に従って、ユーザーIDおよび電子証明書を用いて本サービスを利用することができます。

### 第3条（通信機器・使用環境等の準備）

乙は、本サービスを利用するために必要なパーソナルコンピュータ等の端末その他の通信機器・設備類を準備し、これらの通信機器・設備類について、甲が推奨する使用環境を、自己の負担により準備します。

### 第4条（ユーザーID等の管理）

1. 乙は、本サービスのユーザーID、パスワード、電子証明書利用者番号および電子証明書取得用専用パスワードおよび電子証明書について、本サービスを利用する権限のない者がこれらの情報を知ることがないように適切な防止措置をとることを含め、本規定に従い適正に利用するように管理するものとします。
2. 甲は、甲の定める方法によって、本サービスへのアクセスに使用されたユーザーIDと甲が管理するユーザーIDとの一致を確認した場合に限り、当該アクセスを乙からのアクセスと認め、本サービスの提供に応じるものとします。

### 第5条（利用時間）

甲は、乙に対して、本サービスを提供する時間帯を別途通知します。乙は、この時間帯に限り本サービスを利用することができます。

### 第6条（サービス内容の変更・停止）

1. 甲は、本サービスの内容変更等に伴い、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。かかる場合、甲は、乙に対し上記停止について相当な期間をもってあらかじめ通知するものとします。
2. 甲は、本サービスを提供するために必要な通信機器、通信回線およびコンピュータ等の修繕・保全等を行うに際し、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。かかる場合、甲は、乙に対し上記停止について相当な期間をもってあらかじめ通知するものとします。ただし、修繕・保全等を行う緊急の必要がある場合は、事後の通知を行うものとします。
3. 甲は、第8条第1項各号に掲げる事由が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、甲の判断により本サービスの利用の全部または一部を停止することができます。
4. 甲は、甲が相当と判断した場合は、前各項に基づき停止した本サービスの全部または一部の提供を再開することができます。
5. 甲は、第1項ないし第3項に基づき本サービスの全部または一部の提供を停止した場合（第8条第1項第4号、第6号および第7号に掲げる事由を原因とする場合は除く。）には、本サービスの提供を再開するために必要な措置を迅速に行います。

### 第7条（印鑑届出）

1. 乙は、原契約の定めに基づき、乙および乙の代理人の印鑑を、あらかじめ甲に届けるものとします。

2. 乙が第2条第3項(2)および(4)のユーザーIDの権限に基づき給付にかかる支払指図の情報をインターネットにより甲宛に送信した場合、甲は、前項の印鑑を押印した支払指図の提出を受けたものとみなして給付の処理を行うものとします。

## 第8条 (免責事項)

1. 次の各号に掲げる事由を原因とする本サービスの機能低下、本サービスの提供の遅延、本サービスの提供の不能、または登録情報の内容の誤謬、脱漏、改竄、変造もしくは消失によって乙およびその他の第三者に生じた損害、損失または費用について、甲は、一切の責任を負いません。
  - (1) (通信手段の障害等)  
甲の責によらない通信機器、通信回線ならびにコンピュータ等の障害および電話・インターネット等のための通信回線の不通・混雑等の通信手段の障害
  - (2) (通信経路における登録情報の漏洩等)  
公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路における盗聴等によるユーザーID、パスワード、電子証明書利用者番号および電子証明書取得用専用パスワードおよび電子証明書(以下「ID等」と総称します。)の偽造、変造、盗用
  - (3) (不可抗力)  
天災地変、火災、戦争、暴動、法令制度の改廃、公権力による命令処分、電力事故その他の事故
  - (4) (ID等の不正使用等)  
ID等の偽造、変造、盗用または権限者以外による不正使用その他乙による本規定の違反
  - (5) (第三者による不正アクセス等)  
本セキュリティ対策によっても回避困難な本サービスに対する不正アクセスや盗聴等を含む本サービスの不正利用
  - (6) (登録情報の不正利用・漏洩等)  
乙が本サービスを利用することにより取得し、乙の管理下に置かれた登録情報の不正利用
  - (7) (共同委託者における登録情報の重複・矛盾等)  
登録情報の重複や矛盾および代理人の権限を逸脱した給付にかかる支払指図の送信処理
  - (8) (その他)  
上記各号に掲げる事由以外の甲の責めに帰し得ない事由
2. 第6条第1項ないし第3項に基づく本サービスの全部または一部の提供の停止により乙に生じた一切の損害、損失または費用について、甲は、一切の責任を負いません。
3. 乙が本サービスの利用に用いるパーソナルコンピュータ等の端末の使用環境を変更等したことにより本サービスを利用できなくなった場合、それにより乙が被る損害、損失または費用について、甲は、一切の責任を負いません。
4. 甲は、第7条に基づき乙から届出を受けた印鑑の盗用等の事由によって、乙に損害、損失または費用が生じた場合において、甲が第7条に基づき乙から届出を受けた印鑑の印影と本規定に係る乙の記名捺印のある書類に使用された印影とを照合し、相当の注意を尽くして相違ないものと認めて取扱ったときは、当該損害、損失または費用について一切の責任を負いません。
5. 甲は、乙が第11条に基づく通知および手続きを行わないこと、またはその遅延により乙に生じた一切の損害、損失または費用について一切の責任を負いません。

## 第9条 (サービス提供期間)

1. 甲は、原契約が終了した場合、本サービスを終了するものとします。
2. 甲は、原契約が解約された後、一定期間経過後に本サービスの提供を停止し、終了するものとします。

#### 第10条（秘密保持等）

1. 乙は、登録情報を自己使用以外の目的で利用しないものとし、甲の書面による事前の承諾なしに、登録情報の全部または一部を、方法の如何を問わず、複製、翻案、改変し、第三者に開示し、または第三者と共同して利用してはならないものとします。
2. 甲は、乙の書面による事前の承諾もしくは別に定めがある場合、弁護士・公認会計士等の法律上または契約上の守秘義務を負う第三者に対して開示する必要がある場合または法令、監督官庁もしくは裁判所の命令によって要求される場合を除き、本規定に基づいて知り得た乙に関する情報（ただし、①公知の情報、②開示されるよりも前に既に甲が保有していた情報および③甲が秘密保持義務を負うことなく適法かつ正当に入手した情報を除きます。）を、本サービスの提供以外の目的には利用せず、第三者に対し秘密を厳守します。

#### 第11条（通知等）

乙は、ID等の盗用、その他本サービスの提供または利用に影響を及ぼす重要な事項の発生または変更があった場合は、速やかに甲に通知のうえ、甲所定の手続きを取るものとします。

#### 第12条（本規定の変更）

1. 甲は本規定の内容を適宜変更することができるものとし、本規定を変更する場合には、甲は乙に対し、当該変更の内容を事前に通知（以下「変更通知」といいます。）します。
2. 本規定の内容に変更があった場合、変更通知に効力発生日として記載された日以降、甲が既に乙に対して提供していた本サービスおよび効力発生日以降に新たに提供される本サービスに、当該変更後の本規定の内容が適用されるものとし、乙はあらかじめこれを承諾します。

#### 第13条（準拠法および裁判管轄）

1. 本規定の準拠法は日本国法とします。
2. 本規定に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所を専属的第一審管轄裁判所とします。

#### 第14条（協議）

1. 甲と乙は、本規定に定めのない事項については、適宜原契約を参照するものとします。
2. 甲と乙は、本規定の実施に関し疑義が生じた場合は、誠意をもって協議し、これを解決するものとします。

以上

（平成26年5月制定）

（平成27年2月改定）

（平成28年4月改定）

## 年金業務電子証明書利用規定

「年金業務電子証明書利用規定」（以下「本規定」といいます。）は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「甲」といいます。）が提供する年金制度管理業務、年金数理計算業務および退職給付債務計算業務において、インターネットを使用して提供する各種サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用にあたり必要となる電子証明書の取扱いについて下記のとおり定めるもので、本サービスの利用をする者（以下「乙」といいます。）および乙が指定する者は、本規定についてその内容を理解した上で電子証明書を利用します。

### 記

#### 第1条（電子証明書の内容）

1. 電子証明書とは、乙からの依頼に基づき、乙または乙が指定する者に対して甲が発行する電子データをいいます。
2. この電子証明書は、乙または乙が指定する者が本サービスを利用するときに使用し、本サービスを利用する者が真の乙または乙が指定する者であることを確認・認証するための手段であり、甲所定の期間（以下「有効期間」といいます。）に限り有効です。
3. 甲は、乙および乙が指定する者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。その場合には、すみやかに最新版の電子証明書を乙に対し甲指定の方法で通知します。

#### 第2条（電子証明書の発行・更新）

1. 乙が指定する者の電子証明書発行を甲に依頼したときは、甲は、乙および乙が指定する者それぞれに対し利用者番号および電子証明書取得専用のパスワード（以下「暗証番号」といいます。）を遅滞なく発行し、乙に対し甲指定の方法で通知します。
2. 乙に対する前項の通知が何らかの理由で到達しない場合は、当該利用者番号および暗証番号は使用できませんので、甲所定の方法により再発行を依頼してください。また、電子証明書発行依頼後相当の期間を経過しても利用者番号および暗証番号が通知されない場合には、甲に連絡のうえ甲所定の手続をしてください。
3. 乙または乙が指定する者は、本サービスを初めて利用されるときに所定の手順で、利用者番号および暗証番号を用いて甲より電子証明書の発行を受けてください。乙または乙が指定する者は、取得した電子証明書を使用するコンピュータ等（以下「端末」といいます。）に直ちにインストールして、大切に保管してください。また、前条第3項に基づき最新版の電子証明書が通知されたときも、同様とします。

4. 乙は、電子証明書の有効期間が満了するまでに、甲所定の方法により電子証明書を更新してください。有効期間が満了した場合、新しい電子証明書が発行されるまでの間、乙または乙が指定する者は本サービスの利用ができませんが、このことにより乙または乙が指定する者に発生した損害につき、甲はその賠償責任を負いません。
5. 本サービスの利用に際し、本サービスについての有効な電子証明書が端末に適切にインストールされていない場合、本サービスの利用はできません。
6. 甲は、電子証明書発行事務およびその認証手続の全部または一部を信頼できる第三者に委託することがあります。甲は、その委託にあたり必要な範囲で、乙および乙が指定する者に関する情報を、委託する第三者に開示することができるものとし、当該第三者には開示する情報につき守秘義務を課します。当該第三者の故意または過失により、乙または乙が指定する者が損害を受けた場合、甲は、当該第三者の選任・監督につき重大な過失のあった場合以外は、乙および乙が指定する者に対して一切賠償責任を負いません。

### 第3条（電子証明書等の管理等）

1. 利用者番号、暗証番号および電子証明書は、発行を受けた乙または乙が指定する者以外は使用できません。
2. 乙および乙が指定する者は、端末へのパスワード設定等の保護措置を施すことで、インストールされた電子証明書が不正に使用されないよう厳重に管理してください。また、乙および乙が指定する者以外の第三者へ電子証明書が漏洩することがないように十分注意して管理してください。第2条第1項の通知についても同様とします。
3. 乙は、電子証明書をインストールした端末を譲渡、破棄あるいは交換等する場合には、直ちに甲に対し当該端末にインストールされた電子証明書の抹消依頼を甲所定の方法にて届け出てください。この届け出前に生じた事故・損害については、甲は一切その責任を負いません。また、端末の譲渡、破棄あるいは交換等により新しいコンピュータ等を新端末として使用する場合は、新端末にインストールする電子証明書を甲所定の方法により取得してください。
4. 乙は、利用者番号および暗証番号を不正に使用されたり、また、乙および乙が指定する者以外の第三者へ漏洩することがないように十分に注意して管理してください。第2条第1項の通知についても同様とします。
5. 乙は、乙が指定する者が本規定の各条項を承認していることを確認してください。また、乙は、利用者番号、暗証番号および電子証明書の発行を受けた乙が指定する者に対し、その利用者番号、暗証番号および電子証明書を適切に管理し、その内容が第三者に漏洩されたり、不正に利用されたりすることがないように管理、監督してください。
6. 乙または乙が指定する者が、電子証明書を毀損あるいは喪失したときは、乙は直ちに甲に対し届け出てください。この届け出前に生じた一切の損害について、甲はその賠償責任を負いません。

7. 本規定に基づく甲の義務の履行については、甲の故意または重大な過失により乙または乙が指定する者に直接または間接に損害を与えた場合を除き、甲は乙および乙が指定する者に対して一切賠償責任を負いません。また、乙または乙が指定する者が本規定に違反したことにより生じた損害はもちろん、利用者番号、暗証番号および電子証明書の管理、保管または利用に関し、乙および乙が指定する者に直接または間接に生じた一切の損害について、甲はその賠償責任を負いません。
8. 電子証明書が乙および乙が指定する者の使用する端末およびその他ソフトウェア・コンピュータシステムに影響を与えた場合について、甲は一切の責任を負いません。

#### 第4条（電子証明書の解約）

本サービスが終了した場合は、本サービスについて発行された電子証明書は無効となります。

#### 第5条（準拠法・裁判管轄）

本規定の準拠法は日本法とし、また、本規定に関して裁判の必要が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

（平成26年4月制定）